

再意見書

平成22年2月2日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんぼんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長兼会長 おの でら ただし 小野寺 正

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成21年12月15日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

該当部分	当社再意見
<p><総論></p> <p>IP サービスへの移行に伴い、本変更案においてもレガシー系サービスに係わる接続料の上昇傾向が続いています。</p> <p>(中略)NTT 東西殿は、レガシー系サービスに係る今後の将来展望を明らかにしておらず、このまま NTT 東西殿に接続料の上昇を認めた場合、接続事業者における接続料の負担感はいたずらに増大し公正競争環境に悪影響を及ぼすことになりかねません。従って NTT 東西殿が将来計画を明らかにするまでは、政策的に現行の料金で据え置くとともに、併せて IP 化への移行に伴う接続料の算定の在り方について早急に議論を開始すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル P.1】</p>	<p>ドライカップや公衆電話、専用線等のレガシー系サービスについては、光化や IP 化の進展による需要の移行期を迎えており、ネットワーク全体にかかるコストの効率化・低廉化をいかに図るかが国民的利益を確保するために非常に重要です。具体的には、新旧全体のサービスにかかる接続料について、全体のネットワークコストを踏まえて算定方法を決定すべきです。</p> <p>そのためには、まずNTT東西自らが今後のネットワークの計画を明らかにすることが必要であり、そのうえで一旦接続料水準を政策的に維持・凍結し、NTT東西及び競争事業者のユーザーが公正な競争環境の下でメリットを享受出来るよう、現行の接続料算定方法の抜本的な見直しを行うべきと考えます。</p>
<p>■ドライカップの接続料金について</p> <p>平成 18 年度以降、上昇傾向にあったドライカップにかかる接続料金は、平成 21 年 12 月 9 日に認可申請された平成 22 年度の接続料案において、NTT東西ともに¥1,400 を越える水準に達し、競争事業者が提供している直収電話サービスの基本料金を上回っており、利用者のメリットを損ないかねない状況になっております。今後のNTT東西殿による光サービスへのマイグレーションが進むことを考慮すると、この傾向は止まることはなく、ドライカップの回線部分にかかる接続料金の上昇幅が大きくなることは必至と考えます。</p> <p>他方、NTT東西殿によって、検討に資するだけのネットワークの将来計画が明らかにされるかどうか目途が立っていない今、電気通信市場の公正競争環境の維持及び利用者の利便性向上を図るために、抜本的な接続料算定の考え方に関する見直しの検討を早急に行うべきであり、見直しされるまでは、現行の接続料水準を政策的に維持・凍結することを強く要望いたします。メタル回線の減少が引き続き進捗した場合、平成 22 年度にはさらに接続料金が上昇し、平成 23 年度においては、1,400 円に近づく水準まで上昇することが予想されます。実際には接続事業者が支払う接続料金の総額には、回線管理</p>	

該当部分	当社再意見
<p>運営費(NTT東:H21 年度申請料金 62 円)が加算されることとなりますので、例えば、競争事業者が提供している直収電話サービス(「メタルプラス」や「おとくライン」)の基本料金を超える程の水準の料金となってしまう、ユーザへの影響が強く懸念されることです。また、直収電話に加えて、契約者回線型DSLサービスについても同様にユーザに対する影響を勘案すべきと考えます。</p> <p>このようにドライカップの回線部分にかかる接続料金が与える社会的影響を考慮しますと、ドライカップの回線部分に配賦されるコストの適正性の確認及びそれに基づく今後の見通しを立てた上で、次年度以降、接続料金の算定方法を含めた根本的な見直しのための検討を行うことが必要と考えます。</p> <p>【イー・アクセス、イー・モバイル P.1】</p>	
<p>1. 接続料について</p> <p>(3) 接続料原価の算定方法について</p> <p>① 施設保全費について</p> <p>施設保全費の配賦基準については、芯線長比が用いられていますが、光回線については一芯の中に複数のユーザを収容可能であることを考慮すると、単純な芯線長比という比率を用いてコスト配賦を行うことは適切ではないと考えます。</p> <p>この比率を用い続けた場合、IP 化、光化への移行が加速する中、光回線とメタル回線相互間での費用負担がさらに歪んだものになることが容易に想定されるところであり、早期に配賦基準の見直しを行う必要があると考えます。配賦基準の見直しに際しては、適正なコスト配賦を行うという観点から、光回線とメタル回線それぞれの利用契約数に準じた配賦基準を用いることが適当であると考えます。</p> <p>② 試験研究費</p> <p>レガシー系サービスに係る設備については、すでに技術も成熟しており、新たな研究開発を行う必要性は乏しいと考えられます。にも係らず、今回の接続料の算定においてもメタル回線で約 51 億円(NTT 東西殿合計)もの多額の</p>	<p>ドライカップをはじめとするレガシー系サービスについては、接続料水準の上昇傾向が続いているため、設備コストや配賦コストが需要に対して過大なものになっていないかを改めて厳密に精査する必要があります。</p> <p>具体的には、左記意見で指摘された光回線とメタル回線間のコスト配賦方法に加えて、局外 RT 収容メタル回線とメタル設備のみを用いる回線との間についてもコスト配賦方法の検証を行い、ドライカップ接続料にかかるコストの適正化を図ることが適当と考えます。</p>

該当部分	当社再意見
<p>試験研究費が算入されている状況です。</p> <p>このような要素もレガシー系サービスの接続料を高止まりさせている一要因と考えられることから、真に必要な試験研究費を特定するなど、レガシー系サービスの接続料原価への試験研究費の算入方法の見直しを早期に行うべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル P.4】</p>	
<p>■ ドライカッパの接続料金について</p> <p>(略)</p> <p>また、現行の算定方法に関しても、以下の点を検証することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ドライカッパコストの 50%以上を占める施設保全費に対する効率化の検証 ➢ 加入ダークファイバとドライカッパのコスト配賦の適切性の検証 <p>【イー・アクセス、イー・モバイル P.1～2】</p>	
<p>2. 接続料規則の緩和措置について</p> <p>接続料規則第8条第2項第2号において「接続料の急激な変動を緩和する必要があるときは接続料の原価の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。」とされています。</p> <p>今回申請された接続料においては調整額の加算もあり、過年度と比較すると大幅な上昇となっており、「接続料の急激な変動」が生じている状況と考えます。</p> <p>以上のことから、接続料の急激な変動を緩和するため、算定期間を複数年とする措置を実施する必要があると考えます。</p> <p>【北海道総合通信網株式会社 P.1】</p>	<p>レガシー系サービスの接続料については、公正な競争環境を維持する観点で、早急に算定方法の抜本的な見直しを行う必要があるため、本来であれば、今回申請された平成22年度の接続料も含めて再検討することが適当です。</p> <p>ただし、抜本的な接続料算定方法の見直しについては、NTT 東西がネットワークの将来計画を明らかにしたうえで、新旧のネットワーク全体のコストを踏まえて行う必要があります。</p> <p>そのため、平成22年度の接続料水準については、左記意見で指摘された算定期間を複数年とする算定方法を用いるなどして抑制を図ることも検討すべきと考えます。</p>
<p>4.NTT東におけるDSL/DF開通申込受付システム更改について</p> <p>■システム更改費用の開示</p>	<p>左記意見に賛同します。今回 NTT 東日本が計画している申込受付システムの更改は接続事業者の事業運営に大きな影響を及ぼすため、接続事業者の予見性を確保し、公正な競争環境を維持するため、開発費用の詳細開示及び</p>

該当部分	当社再意見
<p>平成 22 年度第一四半期に、NTT東殿において大幅なシステム更改が実施される予定ですが、対象システムは、「DSL開通申込受付システム」、「光ファイバ開通申込受付システム」、「一般番号ポータビリティ申込受付システム」と多岐に渡っております。また、その開発にかかる費用は概算額約 29 億円となり、接続料の「回線管理運営費」、「ルーティング番号登録工事等受付手数料」へ算入されることになるため、該当接続料の上昇が懸念されます。したがって、接続事業者の予見性確保のためにも開発費用概算額 29 億円の算定根拠及び内訳を情報開示すべきと考えます。</p> <p>■新旧システムの並行運用期間の設定</p> <p>なお、このシステム更改は運用フローの見直しも伴うため、接続事業者側にて連携している社内システムの大幅改修も同時に必要となることから、運用開始時期及びシステム改修費用等を含め、来年度の事業計画に多大な影響を与えます。</p> <p>しかしながら、操作説明会及び運用開始時期は未だ確定しておらず、更には各社が新システムへ移行する間の旧システム利用期間(以下、並行運用期間という)の設定もなく、NTT東殿が設定する運用開始と同時に新システムでのみ全ての新オーダーを受付けるという一方的な説明を受けており、接続事業者側の対応は配慮していただけない状況となっております。</p> <p>並行運用期間の設定は、各社が新システムへの移行をスムーズに行ううえでも必須条件と考えますので、NTT東殿が要望される運用開始から並行運用期間 6 ヶ月以上の設定を強く要望します。</p> <p>【イー・アクセス、イー・モバイル P.5～6】</p>	<p>新システム運用開始時の旧システムとの並行運用期間の設定を行うことが必要と考えます。</p>

以上